

意見書を提出しました

第3回定例会①

合併特例債の活用期間延長を求める意見書

茨城県常総市は、平成の大合併により平成18年1月1日に旧水海道市と旧石下町が合併し誕生いたしました。当市では、合併後の新市の一体感の醸成と均衡ある発展を目指すため新市建設計画を策定し、合併特例債の活用期間である平成27年度までを計画期間と定めて各種事業を計画的に展開しているところです。

このような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、当市でも中学校1校、本庁旧庁舎やその他の公共施設等が大きく損壊し一部使用不能になるなど多大な被害を被ったため、災害救助法が適用された地方公共団体のうち特別な財政援助の対象となる特定被災地方公共団体や被災者に対する特別な財政措置の対象となる特定被災区域に指定されております。今後、市民生活にも大きく支障をきたしているこれら公共施設等の復旧に向けた事業を最優先に取り組んでいくためには、市の財政状況を考えると合併特例債の更なる活用が必須となってまいります。

しかし、合併特例債の活用期間は平成27年度までとなっており、これら復旧事業に特例債を充当して、活用期間内に事業を完了させることは非常に困難な状況です。

よって、政府におかれましては、震災復旧・復興に向けた事業を推進させていくため、合併特例債活用期間の大幅な延長を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月15日

常総市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣

第3回定例会②

合併特例債の活用期間延長の働きかけを求める意見書

(提出先) 茨城県知事

第4回臨時会①

市民の健康被害を防止するための放射線の安全基準と教育現場における防護対策の早期制定を求める意見書

福島第一原子力発電所事故に伴う放射線に関連して、5月27日に文部科学省は福島県教育委員会に対し、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を公表し、今年度学校において児童生徒等が受ける線量について「当面、年間1ミリシーベルト以下を目指す」とした新たな方針が示されたところである。しかし、茨城県をはじめ放射線の影響を受けている他の県・市町村においては、放射線対策を講じるための基準がなく、手探りの状態で、その対策に追われているのが現状である。

茨城県の南西部に位置する当市においては、放射線量の高いところもあり、市民は不安を抱え、対応を求める声は日増しに大きくなってきており、また、事故後4ヶ月を過ぎても国からは放射線関連の統一した基準が示されていない状況にある。

このようなことから、市民（特に幼児・児童生徒等）が安心して生活ができるよう、国においては、下記の措置を早急に講ずるよう強く求める。

- 1 市民が安心・安全な生活を営む上で必要な放射線に関する安全基準を明確にし、具体的な対応策を早急に示し、公表すること。
 - ①土壌（公園、校庭及び園庭等）の明確な安全基準と処理方針・処理方法
 - ②学校等における生活上の明確な安全基準とその対処方法
 - ③放射線量率測定方法の統一したマニュアルの作成
- 2 安心を得るために放射線被害及び放射線障害に関する検診並びに健康診断を国及び東京電力の責任において無償で実施すること。
- 3 市民の不安を除くため、健康への影響に関する正しい知識について、国による積極的な啓発活動を行うこと。
- 4 これらに要するすべての費用について、福島県と同様の財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月27日

常総市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣